

「一般奨学生」と「特別奨学生」の両方の期間がある方へ

聖隷グループ奨学金の「一般奨学生」と「特別奨学生」の両方を借りた場合の返還および返還免除に関わる業務従事期間の考え方について

- (1) 「一般奨学生」の返還と「特別奨学生」の返還免除のための業務従事期間は、重複できません。
- (2) 「一般奨学生」として受領した奨学金の返還が先になります。

上記 (1) (2) の考え方から、下の表 (正) のように、「一般奨学生」として受領した奨学金を返還し、その後、「特別奨学生」としての返還免除のための業務に従事することになります。

(例)

(在学時)				卒業	(在職時)					
1年次	2年次	3年次	4年次	卒業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
一般奨学生 36万円 36万円					従事期間 4年間の内に返還 18万円 18万円 18万円 18万円					
		特別奨学生 36万円 36万円							2年間従事で返還免除 (36万円) (36万円)	

(不可)

1年次	2年次	3年次	4年次	1年目	2年目	3年目	4年目
一般奨学生 36万円 36万円				従事期間 4年間の内に返還 18万円 18万円 18万円 18万円			
		特別奨学生 36万円 36万円		2年間従事で返還免除 (36万円) (36万円)			

(不可)

1年次	2年次	3年次	4年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
一般奨学生 36万円 36万円				従事期間 4年間の内に返還 18万円 18万円 18万円 18万円					
		特別奨学生 36万円 36万円		2年間従事で返還免除 (36万円) (36万円)					

(返還免除)

第 16 条 卒業後、別表 2 の国家資格免許を取得し、事業団施設に勤務した特別奨学生については、その業務従事期間に応じて、別表 3 により返還債務を免除する。

また、業務従事期間 (月数) が特別奨学生として認められた期間 (月数) を超えたときは、その貸与総額を免除する。なお、一般奨学金と特別奨学金の両方の貸与を受けている場合、一般奨学金を優先して返還するものとし、同 16 条の業務従事期間には、一般奨学金返還期間は含めないものとする。

2. 死亡、心身の障害、疾病その他事情やむを得ないと認められた場合においては、返還期限の延長又は、奨学金の一部又は全額を免除することがある。

【お問合せ先】

聖隷クリストファー大学学生サービスセンター  
TEL : 053-436-1125 / E-mail : service@seirei.ac.jp